# 令和６年度　旭が丘小学校「いじめ防止」基本方針

本校は『みんなの笑顔が輝く学校　地域の風が行き交う学校』を基本理念とし、学校や地域の学びをひとりひとりの生活の中で活かし、地域のひとりとして生きていく力や習慣を身に付けていくことを目指している。

その基本理念をもとに、様々な集団（家族・友人関係・学級・学校・ご近所・市民…）の中で生きていくよりよい方法や在り方を考え、道徳的な価値や道徳的な判断を学んでいくことは、子供たちにとっての重要な課題であり、学校の大切な使命であると考える。

本校は、コミュニティースクールとして地域や保護者との連携を図り、企業・各種団体の方々が積極的に学校に関わりながら、教育活動が展開していく。

そうした方々の協力・参画を得ながら、健全育成・人権尊重・未然防止と先手の対応を柱として、いじめ防止に積極的に取り組んでいく。

３つの「あい」のある教職員・保護者・地域として共に協働し
「わかりあい（相互理解）　ささえあい（相互扶助）　学びあい（態度習慣の形成）」
を実践していく。

## １　日野市・日野市教育委員会

### 日野市いじめ防止基本方針

日野市は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容に基づき、「日野市いじめ防止基本方針」を策定します。「日野市子ども条例」の基本理念のもと、学校教育基本構想の実現を目指し、日野市に生きる全ての子供たちが安心・安全に日常生活が送れるように、いじめの未然防止と早期発見、早期対応・解決に取り組み、いじめ防止等のために総合的かつ効果的に推進していきます。

### いじめの定義

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。（起こった場所は学校の内外を問わない。）

### いじめの態様

いじめの態様は、心理的･物理的な攻撃のことで、例えば次のようなことがあります。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話（スマートフォンも含む）等で、掲示板等への書き込みによる誹謗中傷や悪質な動画投稿等、嫌なことをされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり、プロレスなど強いられる。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

いじめかいじめでないかは、判断がつかないものもありますが、大切なことは、いじめにつながる可能性があると判断した事例全てに対して、適切な対応を迅速に行うことです。

## ２　いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの地域社会でも、どの学校・学級でも起こり得るということを踏まえ、日常的に未然防止に取り組み、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供たちの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見早期対応を基本として全ての関係機関が連携を密に図り、以下のような基本的な考え方に基づき、いじめ問題の克服にあたる。

（１）いじめに関する子供たちの理解を深める
子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、学校における道徳の授業、関係機関による子供たちの主体的な取組への支援などを通じて、いじめは絶対に許されないことを自覚するよう促す。

（２）いじめられた子供たちを守る
いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して日常生活を送れることができるよう、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

（３）子供たちの取組を支える
周囲の子供たちがいじめについて知っていながらも、「周りの大人に言ったら次は自分がいじめられるかもしれない」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって周りの大人に伝えた子供たちを守り通し、周囲の子供たちの発信を促すための子供たちによる主体的な取り組みを支援する。

（４）いじめの早期発見
全ての大人が連携し、子供たちのささいな変化に気付く力を高め、いじめへの迅速な対処が求められている。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることも多くある。そのことを認識し、たとえささいな兆候であっても、いじめであることを疑い、早い段階から的確なかかわりをもち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的かつ組織的に早期発見・解決を図る。

（５）教員及び子供たちの育成にかかわる全ての大人の指導向上と組織的対応
いじめ問題に適切に対応するため、教員及び子供たちの育成にかかわる全ての大人のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

（６）いじめを許さない学校づくり
学校は全ての教職員が「いじめを絶対に許さない」という基本姿勢のもと、いじめを発見した教職員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

（７）地域社会総がかりで取り組む
いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう全ての関係機関が連携し、地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。学校、家庭、地域社会では、子供たちがいじめを行うことがないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子供たちをいじめから守っていく。また、いじめの情報を得た場合は、いじめを受けたと思われる子供が在籍する学校に速やかに連絡、相談するなど、いじめ防止等に関する適切な措置をとるものとする。

## ３　いじめ防止等のために本校における取組

（１） 学校いじめ防止基本方針の策定
○「いじめに関する研修」を年３回以上実施する。そのうち１回以上は全教職員で「重大事態」の定義及び、その解釈に関する研修をし、理解を深める。
○全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。

（２） いじめ防止等の取り組む組織の整備
○「いじめ防止対策委員会」を定期的に開催し、緊急性がある場合は早期対応を行えるようにする。

（３）いじめの未然防止の取組　～いじめを許さない学校づくり～
○ 全学級で「いじめに関する授業」や年３回以上の指導を実施する。

## ４　学校の具体的な取組

全教育活動の中で、教員の授業力・人権感覚を向上させると共に、児童の人権教育や生命尊重教育等の道徳教育を推進していく。

### 【　各教科・領域等の学習の中で　】

○言語活動（話合い活動やグループ活動等）を積極的に取り入れ、児童一人一人の考えや思い（コミュニケーション）を知り、互いが尊重し合える活動に取組む。

○道徳授業を中心とし、人権尊重をはじめ、生命尊重、協力・助け合い等を通して、豊かな心の育成に努める。

○特別活動の当番活動や係活動、行事や集会等の集団活動を通して、協力することや助け合うことで、人間関係の良好な関係を築き上げられるように指導する。また、こうした活動を通して、達成感や満足感、成就感等が得られるようにし、互いに認め合い、称賛するよう教師が導き、児童自らが互いを認め、称賛し合えるように日常の習慣化を図る。更に、児童間の問題解決の方法や教師への相談、スクールカウンセラーへの面談方法等も指導していく。

○生活安全朝会や学級指導を通し、「生命（いのち）を大切にする」指導を行ったり、定期的に「心のアンケート」を実施したりしながら、いじめ防止や生命（いのち）の安全教育を行っていく。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指す。

### 【　情報モラルの推進　】

○セーフティ教室や学級指導を通し、「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを留意し、発達段階に応じたSNSに関する安全教育を行う。

○ＩＣＴ機器の活用の際、情報モラルの指導をし、インターネットや携帯電話等による誹謗中傷等のいじめ防止の指導を行う。

○セーフティ教室でも、情報モラルやインターネット等の指導を行い、通信機器の正しい使い方の指導をするとともに、危機回避能力の育成やいじめの被害者や加害者にならないように指導する。

### 【　スクールカウンセラーの活用　】

○第５学年児童全員を対象に面接を行い、早期発見・早期対応に努める。また、希望者には随時面談が行えるよう、スクールカウンセラーと連携し、相談体制を整える。
更に、担任やその他の教員が、児童の様子や保護者から伺った様子から、必要と思われる児童には、スクールカウンセラーが働きかける。（心のケア）

### 【　関係機関との連携　】

○いじめや不登校、引きこもり等も含め、保護者との相談体制を充実させながら、専門機関である日野市発達・教育支援センター「エール」とも連携し、児童に合った支援を推進する。必要に応じて警察署等の他の関係機関とも連携し取り組んでいく。

### 【　組織的な未然防止のために、早期発見・早期対応のために　】

○学校だよりや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について説明する。併せて、保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、スクールカウンセラーを年度当初に紹介する。

○ふれあい月間を含むアンケートを年３回（６月・１１月・２月）実施し、児童の様子を把握、いじめがあると分かった場合は、直ぐに担任をはじめいじめ対策委員会や 全教職員で対応する。

○他機関（子ども家庭支援センターや児童相談所等）と連携し、いじめの早期発見やその他（児童の安全確保）の対応にもあたる.

○地域の行事に参加し、地域での児童の様子を把握すると共に、遊び場や生活環境を知り、児童理解に努める。また、必要な情報が得られるよう、地域との繋がりを大切にし、校外にも目を向け早期発見・早期対応に心掛ける。

## 5　いじめが発生したときの対応

① 把握した情報に基づき、いじめ防止対策委員会で解決のための対応策を策定する。被害児童への支援・加害児童への指導・周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担を明確にする。
② いじめを受けた児童に対し、授業中、休み時間を利用した複数教員による声かけや、職員朝会等で被害児童の情報共有を図る。
③ いじめを行った児童に対し、いじめをやめさせ、再発を防止するため、単発指導で終わらせることなく、学年、いじめ防止対策委員会の教員など複数で、組織的・継続的に指導に当たる。必要に応じて、加害児童保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。
④ いじめが犯罪行為として扱われる場合は、教育委員会と連携して対応していく。また、必要があれば、警察とも連絡を取り合い、対応していく。

## 6　重大な事態への対応

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時、児童が相当の期間学級を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる時、いじめ防止対策推進法に規定されている「重大定義」をもとに、重大案件について次のように対応を行っていく。

① 学校は教育委員会と連携し、事実を明確にするための調査を行う。
② 学校はいじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実に基づく必要な情報を適切に提供する。
③ 学校は教育委員会、警察、関係機関とも連携し、最良な解決に向けて対応をしていく。
④ 必要があれば、臨時保護者会を開き、他の保護者にも経緯を説明し、再発防止に努める。
⑤ マスコミ対応は副校長を窓口として一本化し、学校内の児童や教職員、学校関係者の保護者地域の混乱を招かないように、取材や記者会見については、教育委員会と連携して対応していく。